

D 4 - 1 8
5 年 保 存 (常)
(令 和 6 年 12 月 31 日 まで)
F N . D 4 - 1 - 1
鹿 免 管 第 6 0 1 号
鹿 交 指 第 4 1 号
平 成 3 1 年 4 月 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担 当	免 許 登 録 係	Tel

高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別措置等について（通達）

高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）において、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許（以下「大型二輪免許等」という。）を受けた者が、運転者以外の者を乗車させて高速自動車国道等で大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「大型自動二輪車等」という。）（側車付きのものを除く。以下同じ。）を運転してはならない者（以下「二人乗り禁止対象者」という。）に該当するか否かの判別措置等については、これまで「高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別措置等について（通達）」（平成17年3月30日付け鹿免管第636号ほか（以下「旧通達」という。））に基づき処理してきたところであるが、所要の改正を行い、下記のとおり定めたことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 用語の定義

(1) 「現在の免許期間」

現に受けている大型二輪免許等を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）をいう。

(2) 「過去の免許期間」

現に受けている大型二輪免許等を受けた日前6月以内に大型二輪免許等を受けていたことがある者が、当該受けていたことがある大型二輪免許等を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）をいう。

(3) 「外国免許期間」

現に受けている大型二輪免許等を受けた日前6月以内に大型二輪免許等に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の運転免許を受けていたことがある者が、当該外国の行政庁の運転免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間をいう。

2 取締り現場における二人乗り禁止対象者の判別方法

二人乗り禁止対象者の判別方法は次のとおりとなるので、年齢、運転免許証の交付年月日及び運転免許証の備考欄を確認すること。（別表第1「高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別フローチャート」参照）

なお、取締り現場から照会を受けた免許センターにおいては、4のとおり可能な限り、二人乗り禁止対象者に該当するか否かを判別して回答するものであるが、取締りを行う警察官自らが、二人乗り禁止対象者に該当するか否かを判別できるよう、以下の判別要領について熟知すること。

(1) 運転免許証による判別方法

ア 運転免許証の備考欄に大型二輪免許等の年月日の記載がある場合

運転免許証の備考欄に「大自二・〇〇年〇〇月〇〇日」又は「普自二・〇〇年〇〇月〇〇日」と記載（「過去の免許期間」又は「外国免許期間」を通算することができる者については、「免許歴〇〇〇日」と併記）されている場合は、当該運転免許証の交付年月日の時点において二人乗り禁止対象者に該当していた者（大型二輪免許等を受けていた期間が通算して3年未満であった者）であり、備考欄に記載されている年月日から二人乗りを現認した日までの日数（「免許歴〇〇〇日」が併記されている場合は当該免許歴の日数を通算した日数）により、二人乗り禁止対象者に該当するか否かを判別すること。

また、「現在の免許期間」について、当該免許の効力が停止されていた期間を除かなければならない場合もあることから、必ず免許の停止の有無及び停止日数を免許センターに照会して確認すること。

イ 運転免許証の備考欄に大型二輪免許等の年月日の記載がない場合

運転免許証の備考欄に大型二輪免許等の年月日の記載がない場合は、運転免許証の交付年月日の時点において、二人乗り禁止対象者に該当しない者（大型二輪免許等を受けていた期間が通算して3年以上である者）であるので、二人乗り可と判別すること。

(2) 留意事項

ア 2のとおり、二人乗り禁止対象者の判別に当たっては、「現在の免許期間」に「過去の免許期間」及び「外国免許期間」を通算する必要があることから、取締り現場においては、免許センターへの照会と併せて、運転者に大型二輪免許等についての「過去の免許期間」（特に初心取消しの有無）及び「外国免許期間」の有無について、申告させるなどして、判別の正確性の確保に努めること。

イ 初心運転者の二人乗り禁止に関する適用除外対象者の判別措置については、従来どおり、運転免許証による判別又は照会センターへ照会する方法によるものとする。ただし、「現在の免許期間」については、当該免許の効力が停止されていた期間を除かなければならないことから、必要に応じ免許の停止の有無及び停止日数を免許センターに照会して確認すること。

3 二人乗り禁止対象者の判別のための免許センターにおける措置

(1) 警察庁運転者管理システムによる通報

大型二輪免許等を受けた者に関する二人乗り禁止対象者の判定及び初心運転者の二

人乗り禁止に関する適用除外対象者の判定については、警察庁運転者管理システム(以下「運管システム」という。)により通報されることとなる。

(2) 運転免許証交付時の措置

ア 二人乗り禁止対象者の運転免許証の交付

法施行日(平成17年4月1日)以降の運転免許証の交付日(新規免許, 併記免許, 更新又は再交付による運転免許証の交付日をいう。以下同じ。)において, 二人乗り禁止対象者に該当する者については, 運転免許証の備考欄に当該大型二輪免許等の年月日を「大自二・〇〇年〇〇月〇〇日」又は「普自二・〇〇年〇〇月〇〇日」の例により記載すること。この場合において, 「過去の免許期間」又は「外国免許期間」を通算することができる者については, 当該運転免許証の交付日における「過去の免許期間」又は「外国免許期間」を括弧書きするものとし「大自二・平成〇〇年〇〇月〇〇日(免許歴〇〇〇日)」又は「普自二・平成〇〇年〇〇月〇〇日(免許歴〇〇〇日)」の例により記載すること。

イ 二人乗り禁止対象者以外の運転免許証の交付

法施行日以降の運転免許証の交付日において, 二人乗り禁止対象者に該当しない者(大型二輪免許等を受けていた期間が通算して3年(1095日)以上である者)については, 運転免許証の備考欄に何も記載しないこと。

(3) 運転免許証交付時における留意事項

ア 運管システムでは, 「外国免許期間」に関するデータを保有しておらず, 高速二人乗り通報による判定にはこのデータは含まれていないので, 「外国免許期間」を通算することができる者については, 当該期間を免許台帳等により確認することとなる。

イ 運管システムでは, 「過去の免許期間」として通算することができる初心取消処分に関する処分歴データの全てを保有しているものではなく, 高速二人乗り通報による判定に処分歴データが含まれていない場合があるので, 初心取消処分に関する「過去の免許期間」を通算することができる者については, 処分関係書類等により通算日数の確認を行うこととなる。

ウ 運管システムでは, 「事後停止処分」又は「仮停止後停止処分」に関するデータを保有しておらず, 高速二人乗り通報による判定にはこれらの処分歴データは含まれていないので, これらの処分歴データを保有している者については, 処分関係書類等により通算日数の確認を行うこととなる。

エ 大型自動二輪車等の初心運転者の二人乗り禁止に関する適用除外対象者の判別措置等については, 高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別措置の中に包含されることとなる。

4 二人乗り禁止対象者の判別照会への対応方法

交通指導取締り現場から, 二人乗り禁止対象者の判別のため行われる照会への免許センターの対応は, 当分の間次のとおりとする。

なお, 「過去の免許期間」又は「外国免許期間」の合算による「二人乗り可」となる場合や「事後停止処分」又は「仮停止後停止処分」の処分歴がある場合には「二人乗り不可」となる場合があるので, 照会に際しては, 被照会者からのこれらの点について可能な限り詳細な聴取を行った後, 照会すること。

(1) 運管システムの運用時間帯（08:30から16:30まで）における照会への対応方法

ア 運管システムの08照会等により「高速二人乗り通報」の結果を利用し、二人乗り禁止対象者に該当するか否かの判定を行うこととする。

イ 運管システムの判定結果が「二人乗り不可」(二人乗り禁止対象者に該当する場合をいう。以下同じ。)の場合であっても、「過去の免許期間」又は「外国免許期間」を合算することにより「二人乗り可」(二人乗り禁止対象者に該当しない場合をいう。以下同じ。)となる場合もあるため、これらの免許歴については免許台帳等により確認を行うこととする。

ウ 運管システムの判定結果が「二人乗り可」の場合であっても、「事後停止処分」又は「仮停止後停止処分」の処分歴がある場合には「二人乗り不可」となる場合もあるため、必要に応じ処分関係書類等により通算日数の確認を行うこととする。

エ ア、イ及びウの措置を踏まえて、大型二輪免許等を受けていた期間を通算した上で、二人乗り禁止対象者に該当するか否かを判別し、回答することとする。

(2) 運管システムの運用時間帯以外（16:30から08:30まで）の時間帯における照会への対応方法

運管システムの08照会等による確認ができないことから、対象者の氏名、生年月日及び運転免許証番号を確認の上、次回運管システムの運用時間の際、速やかに4(1)の手続を行い照会者に回答すること。

(3) 判別照会への対応に関する留意事項

ア 二人乗り禁止対象者の判別照会への対応は、「過去の免許期間」又は「外国免許期間」の合算による「二人乗り可」となる場合や「事後停止処分」又は「仮停止後停止処分」の処分歴がある場合には「二人乗り不可」となる場合があるなど、日数計算等を手作業で行うため、照会への対応に相当な時間を要する場合も想定されるので、現場での対応を十分検討すること。

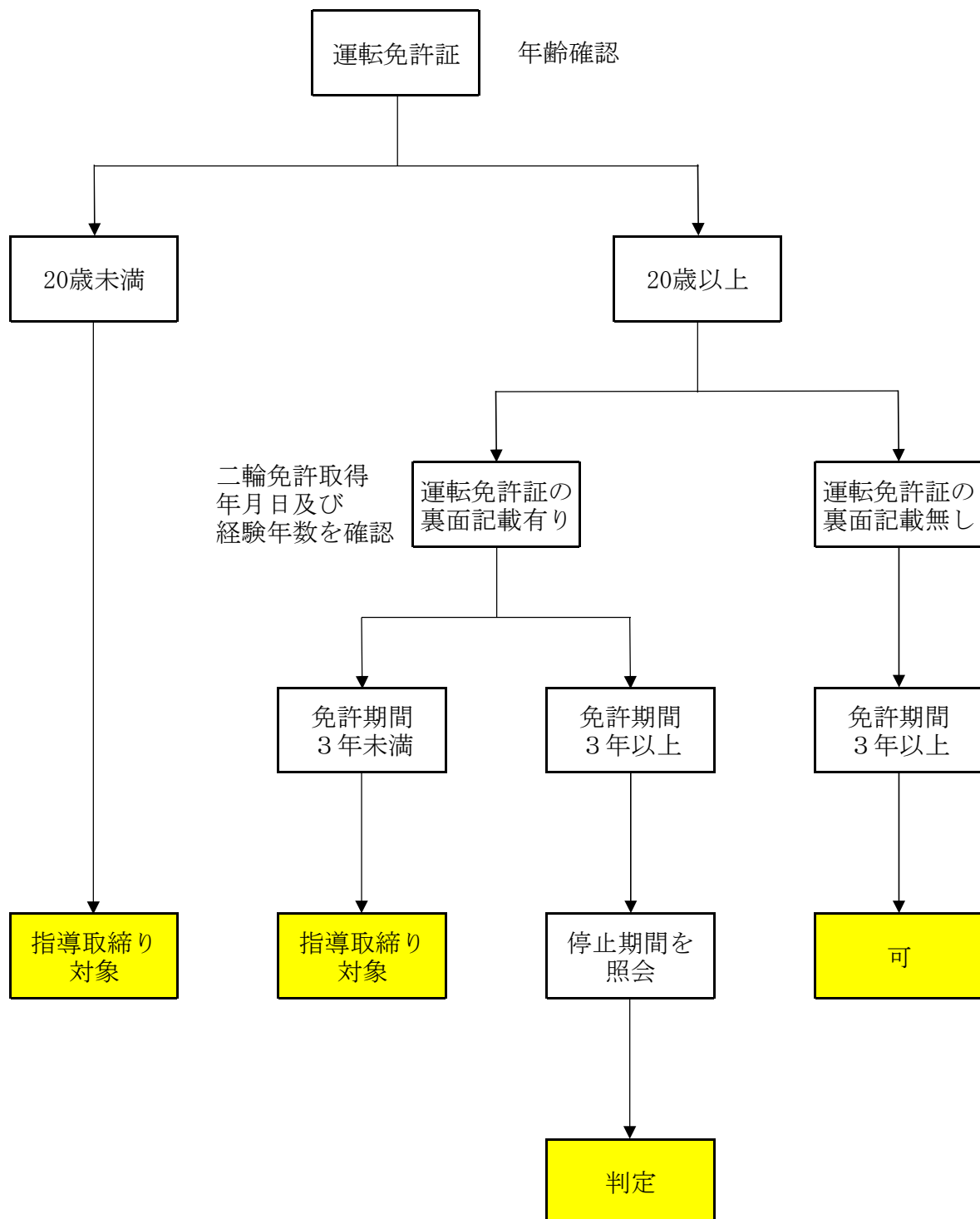
イ 照会窓口は、運管システムの運用時間帯（08:30から16:30まで）においては、免許管理課免許登録係係警電，運用時間帯以外（16:30から08:00まで）においては、免許管理課当直警電とする。

5 参考資料

高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別例（別表第2）

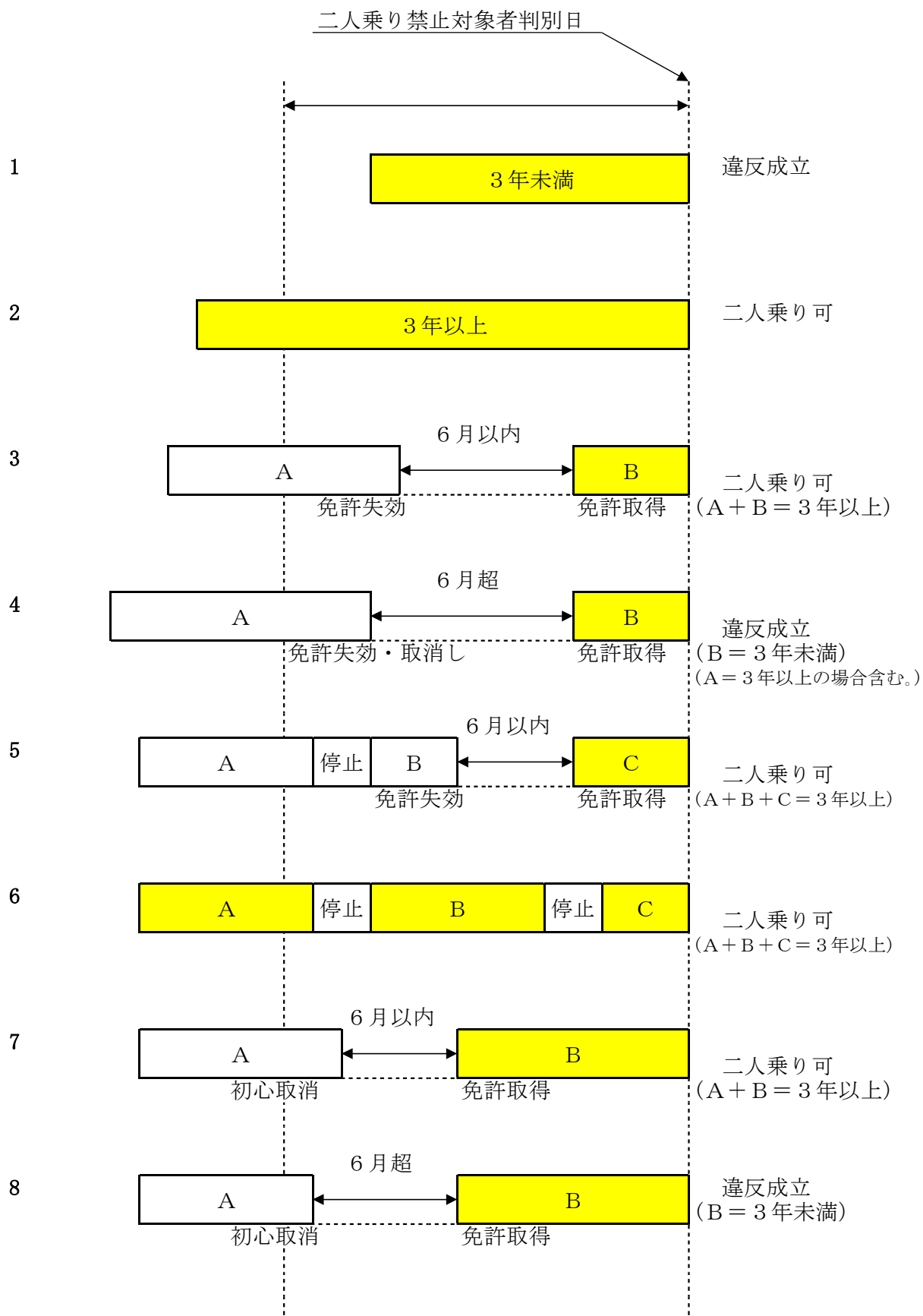
別表第1（2関係）

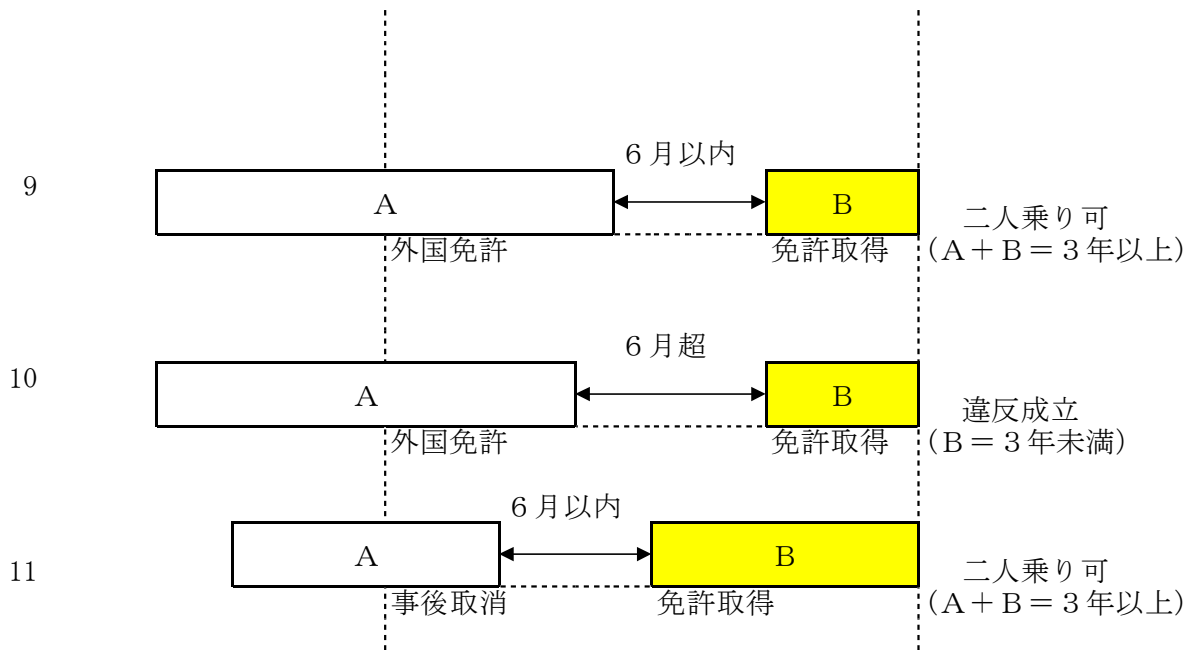
高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別フローチャート



別表第2（5関係）

高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別例





(注 1)



: 現在保有している免許期間



: 経歴となる免許期間(過去の免許期間又は外国免許期間を含む。)

(注 2) 7 から 10 については, 運管システムでの判定が不可能な場合がある。